断と一致しない場合における児童福

・児童相談所、子供の権利擁護専門相談事業が必要と判断した事案は、引

き続き児童福祉審議会に対して諮問

祉審議会の活用について検討

当事者である子供の権利擁護の取組

児童福祉審議会の活用

当事者である子供の権利擁護の取組

	検討項目	現状・課題	今後の方向性
		○子供の権利擁護専門相談事業の着実な実施 ・子供への虐待、いじめ、体罰等の権利侵害の問題が生じている中、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、平成16年度から事業を開始 ・子供からの悩みや訴えを相談員がはがきやフリーダイヤルにより直接受けるとともに、深刻な相談の場合には弁護士などの専門員が調査を行い、適切な支援を実施(平成30年度実績:相談受付1,433件うち専門員対応30件) ・措置中の子供に「子供の権利ノート」を配布。児童養護施設について、巡回による説明(3年に1回)。一時保護所に入所中の子供にリーフレットを配布・小学4年生、中学1年生、高校1年生への周知カードの配布(毎年実施)	・措置中、一時保護中又は在宅指導中の子供に対し、相談窓口を効果的に周知・繰り返し周知することで相談窓口の積極的な活用を推進・周知カードの配布方法の工夫・検討
	子供から意見を酌み取る 方策・子供の権利を代弁 する方策	○子供の意見表明権の保障 ・一時保護所における第三者委員制度の活用 ・児童養護施設等における第三者委員、苦情窓口等の活用 ・児童虐待防止条例において「子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない」ことを規定 ・意見聴取とともに、子供への丁寧な説明が必要 ・措置等の決定や、日々の生活、自分の将来等に関して、意見表明権があることについて子供自身に対する啓発が十分ではない。 ○養育家庭等における権利擁護の充実 ・家庭養育を更に推進していく中で、養育家庭等への支援に加え、委託されている子供の悩みや訴えを早期に把握することが必要	・子供にとって最も身近な大人である 児童福祉司、施設職員、里親等に対 し、研修等を通じて条文の理解を促進 ・児童福祉司等が、子供に対し意見表 明権があることを繰り返し伝えていく。 ・国の調査研究の動向を踏まえ、子供 の権利を代弁する方策として、「子供 アドボケイト」の仕組みの導入の検討 ・委託されている子供の意見表明・ 権利擁護に関するアウトリーチ支援 の検討
		〇児童福祉審議会の活用 ・平成28年10月、改正児童福祉法により、児童福祉審議会が子供等に対し調査審	・子供等の意向が児童相談所の判

・新しい社会的養育ビジョン(平成29年8月)において、児童福祉審議会における子

・子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例について、児童福祉審議

議のための意見を聴くなどの手続きについて明記

会(子供権利擁護部会)に諮問できる。

供の権利擁護の審査機能、制度構築の必要性について明記